資料6

# 給水装置工事申請
# 事務について

令和8年10月

須賀川市上下水道部水道施設課

# Ⅰ　給水装置工事申請から完成までの手続き(1)

## 1　給水装置工事の申込み

給水装置工事は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。(給水条例第9 条第1 項)

＜解 説＞

1　指定工事業者は施主から工事を委託された後、上下水道部に当該工事に関する必要な書類を含め、給水装置工事申込みの手続きを行わなければならない。給水装置工事の全体的な流れは、図1-1「給水装置工事の手続きフロー」のとおり。

2　給水装置工事申請書には、表1-2「給水装置工事申込必要書類」により給水方法別に必要な書類を添付する。

# Ⅰ　給水装置工事申請から完成までの手続き(2)

## 2　設計審査

設計審査は、適正な給水装置工事の施工を確保するため、工事着手前に設置しようとする給水装置の構造や使用材料、施工方法が水道法施行令第5条及び本指針第Ⅱ編設計・施工基準に適合していることを確認する。

＜解 説＞

1　設計審査

(1) 既設給水装置がある場合は、水栓番号を確認する。

(2) 給水装置工事申込書に必要な関係書類が揃っているか、また、該当する土地所有者承諾書、建物所有者承諾書、給水管分岐承諾書、誓約書(工事に対する誓約)、寄付採納願、道路占用手続委任願、代理人選定届が必要に応じて適正に記載押印されているかを確認する。

(3) 設計図は、指定工事業者が申込者から委託された給水装置工事の内容に対し、構造・材質基準に適合しているかを確認する。

2　加入金及び手数料(以下「市納金」という。)は、給水条例に基づき積算し、通知・納付伝票を発行する。追徴金・還付金が生じた場合は、その都度通知・納付書を発行する。

(1) 給水装置工事は全て業者施工である。(メーターは貸与品である。)

(2) 手数料は、給水条例第32 条の規定で定められた設計審査手数料及び工検査手数料である。なお、設計審査後、工事を取消した場合は、設計審査手数料のみを徴収する。

(3) 加入金は、給水条例第31 条の1 に規定された額であり、工事申込みの際、徴収する。なお、臨時的に使用る場合の加入金は徴収しない。

(4) 市納金の納付期限は、当該給水装置工事の検査前までに納める。

# Ⅰ　給水装置工事申請から完成までの手続き(3)

## 3　工事の変更・取消し

給水装置工事申込みにおいて、変更又は取消しをする場合には、所定の書類で申込みする。

＜解 説＞

1　指定工事業者は、次に示す内容の変更を行う場合は、再度申し込みを必要とし、図面等の再審査を受ける。
なお、次に示す内容以外の軽微な変更については様式第3号「給水装置工事設計変更届」を提出する。

(1) 分岐位置を変更する場合（分岐する配水管及び給水管路線の変更）

(2) 配水管からの分岐以降止水栓・メーターまでの管種及び口径を変更する場合

(3) 使用水量増減等によりメーター口径の変更をする場合

(4) 水栓数の増により管末における残存水圧が確保できなくなる場合。

(5) メーター2次側（宅地側）において、特殊器具を追加する場合

(6) 審査の際に付記した条件とおり施工できない場合

(7) その他、市が再審査を必要とすると判断した場合

2　工事を取消しする場合は、様式第4号「給水装置工事申込取消届」を使用する。

# Ⅰ　給水装置工事申請から完成までの手続き(4)

## 4 中間検査(分岐・分水)の申込み

分岐・分水工事の検査に際しては、給水装置工事検査申請書を提出し、市の立会検査(中間検査)を受けなければならない。

＜解 説＞

1　分岐・分水工事の検査は主任技術者の立会いのうえ、使用材料が指定されたものであるか、工法の選定及び技能を有する者が的確に分水栓を取付・穿孔・防食コアの装着を行っているか、また、給水管の接続等、施工方法の確認を行う。(給水条例施行規則第6 条)

2　主任技術者は、検査申込み時に、施工日の設定、許可条件及び工法等について十分に打合せしなければならない。

3　主任技術者は、検査日の当日、雨や付近住民との調整等により施工を中止する場合、午前9時頃までに検査員に連絡を行う。

4　分岐工事や給水管布設工事等の道路工事を行う際は、当該道路管理者及び所轄警察署長の許可条件を遵守し、施工すること。工事上、緊急連絡を要する場合等に対して、速やかに適切な対応を図るため、常に緊急連絡先を準備すること。

5　工事上、危険を感知した場合や事故が発生した場合等に対しては、検査員の指示を得るとともに、素早く所定の行動を行い、事故等を未然に防ぐよう対応しなければならない。

また、事故が発生した場合は、速やかに関係機関及び水道部に連絡するとともに、適切な処置を図らなければならない。

# Ⅰ　給水装置工事申請から完成までの手続き(5)

## 5　完了検査の申込み

1　完了検査に際しては、関係図書を添付して市に給水装置工事検査申請書を提出する。

2　工事が完了した際には、現地の給水装置を確認し給水装置工事確認書でチェックし、給水装置工事検査申請書に添付し提出する。

＜解 説＞

1　給水装置工事が完了したときは、給水装置工事検査申請書を市に提出する。(指定給水装置工事事業者規定第15条)

2　市に提出する給水装置工事検査申請書には、施工された給水装置工事の内容が正確に記載されていること及び必要な提出書類・保存書類等の検査・確認をする給水装置工事確認書を提出する。(指定給水装置工事事業者規定第11条)

3　検査は、受付窓口で完了検査の立会を予約する。予約後、何らかの都合で検査日の変更等を申し出る場合は、速やかに市に連絡を行う。

4　完了検査は、主任技術者の立会により行う。

5　メーター出庫及び返納

(1)「水道メータ台帳」に必要事項を記入の上、種別・番号・口径・検満等をメーター開栓伝票に記入する。その後、給水装置工事検査申請書に同伝票を添付し提出する。

(2) 検査日当日、検査員がメーターを持参する。

(3) 既設メーターを撤去した場合は、メーター撤去伝票と一緒にメーターを水道部に返却する。

# Ⅱ　給水装置工事の手続きフロー

## ◆図1-1　給水装置工事の手続きフロー

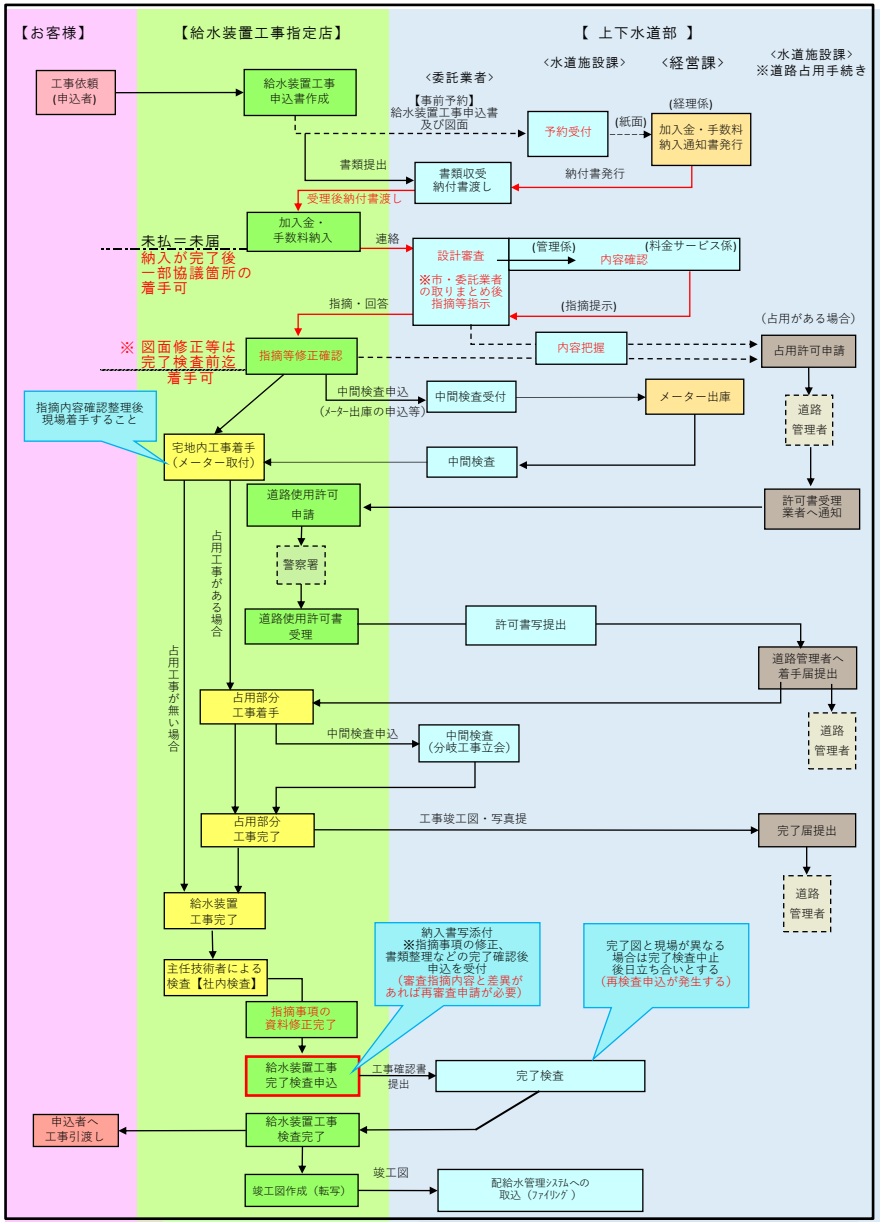


## ◆表1-2　給水装置工事申込必要書類

| 書類の名称＼工事等の種類 | 新設 | 改造 | 撤去 | 臨時 | 設計変更 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ■審査カード | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | |
| ■給水装置工事申請書 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | |
| ・土地所有者承諾欄 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| ・建物所有者承諾欄 | △ | △ | △ | △ | | 給水装置工事申請者が建物の所有者と違うとき署名 |
| ・給水管分岐承諾欄 | △ | △ | △ | △ | | 他人の給水管から分岐するときに署名 |
| ・誓約書欄 | ○ | ○ | ○ | ○ | | 給水装置工事で第三者からの意義に係る誓約 |
| ・寄付採納願欄 | △ | △ | △ | | | 給水装置所有者が第１止水栓までを市に寄付しないときにチェック |
| ・道路占用手続委任願欄 | △ | △ | △ | △ | | 給水装置工事で道路占用手続きを市に委任しないときにチェック |
| ・代理人選定届欄 | △ | △ | △ | △ | | 給水装置所有者が市内に居住しないときに代理人を選定し、署名 |
| ■給水装置工事検査申請書 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | |
| ■図面 | — | — | — | — | — | |
| ・平面図 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| ・位置図 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 平面図内に記載 |
| ・オフセット図※1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 既設の止水栓・メーター・連合仕切弁及び撤去箇所などを記載 |
| ・詳細図 | △ | △ | △ | △ | △ | 配管図(主にメーター廻り、建物内部配管)が見づらい場合 |
| ■水理計算書・立面図 | ▲ | ▲ | | ▲ | △※ | ※配管延長及び同時使用水栓数が変わる場合 |
| ・水理計算省略願 | △ | △ | | △ | | 条件に合致すれば水理計算書の省略が可能 |
| ■工事費明細書 | ◎ | ◎ | ◎ | | △※ | ※当初設計内容から大幅に変わる場合 |
| ■給水装置所有権変更届 | △ | △ | △ | | | 所有者に変更があった場合 |
| ■連合給水装置総代人届(変更) | △ | △ | △ | △ | | 連合給水装置の新設又は連合総代人の変更 |
| ■連合給水装置権利関係変更届※2 | △ | △ | △ | △ | | 連合給水装置の変更(改造、増設含む) |
| ■メーター口径計算書 | △ | △ | | | △ | φ30㎜以上のメーターを設置する場合 |
| ■受水槽関連書類※3 | △ | △ | | △ | | 受水槽を設置する場合 |
| ■地上3階建築物の直圧給水に関する協議書※4 | △ | △ | | | | 地上3階建築物へ直圧にて給水する場合 |
| ■井戸水確約書 | △ | △ | | △ | | 井戸併用の場合 |
| ■既設管使用確約書 | △ | △ | | △ | | 既設井戸管等を使用する場合 |
| ■水圧不足確約書 | △ | △ | | △ | | 末端水栓の残水圧が0.3kgf/㎠を下まわる場合 |
| ■断水確約書 | △ | △ | | △ | | 使用用途が一般住宅以外の場合 |
| ■未検査配管確約書 | △ | △ | | △ | | 水圧試験を受けていない既設管を使用し、完成後も水圧試験を受けない場合 |
| ■特殊器具設置確約書 | △ | △ | | △ | | 2次側配管に特殊器具を設置する場合 |
| ■水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書 | △ | △ | | △ | | 同設備を設置する場合 |

凡例　◎：添付必須、　○：必須項目、　△：必要に応じて添付又は記入、　▲：条件次第で省略可

※1　オフセット図については、既設のものは申請時に計測し、記載すること。新設のものは、竣工時に計測し、竣工図に記載すること。

※2　連合給水装置台帳、経過書、区域図を訂正し、添付すること。

※3　容量が５m3未満の場合は、カタログ(仕様書)を添付すること。

※4　申請前に、上下水道部と直圧給水の可否について協議すること。

# Ⅲ　給水装置工事申込受付に係る留意事項

## 1　申込書類の作成

### (1) 作成時期について

建築物件の着工日、引渡し日などを十分考慮した上で申込書を作成し、工事現場が先行することのないよう手続きすること。

※申込の事前予約について申込予定日の3営業日前までに下記メールアドレスへ申込書（写）及び平面図（写）のデータを提出願います。

【送付先】 suido-07-010@city.sukagawa.fukushima.jp

### (2) 給水管取出しの考え方について

一敷地一取出しとすること。

# Ⅲ　給水装置工事申込受付に係る留意事項

## 1　申込書類の作成

### (3) 工事の種類について

一敷地内（一筆、複数筆問わず）において、既設給水装置にメーターを追加で新設する場合は「改造」とすること。
※メーター新設のため、工事の種類も「新設」と考えがちなので注意すること。

＜例＞

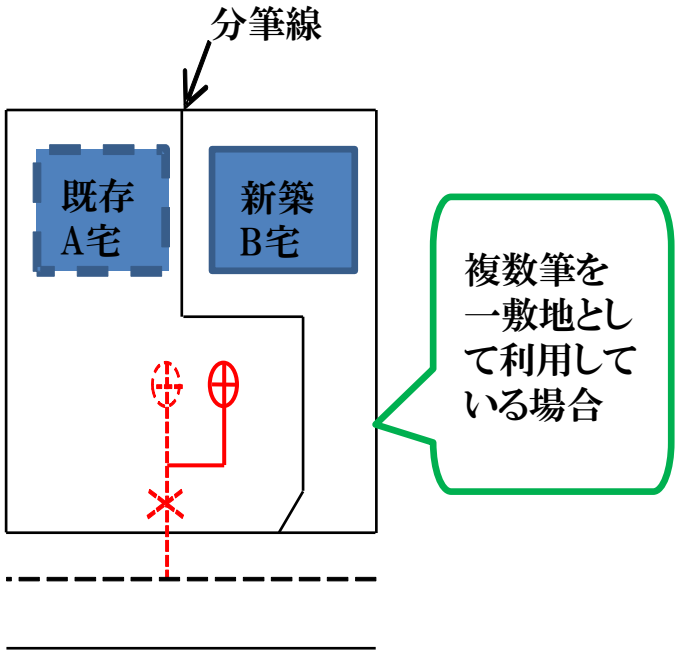


**○解説**
①A宅、B宅は親子関係
②B宅新築に伴い分筆
③既存A宅給水管から新築B宅給水管を分岐
④当該宅地は分筆したが一体（一敷地）として利用
⑤新築B宅は「改造」として扱う

※A宅、B宅が他人関係で、当該分筆線を境に各々が別に利用する場合、新築B宅は「新設」として扱う。その際メーターはB宅内とし、A宅から土地使用承諾書及び分岐承諾をもらうこと。

# Ⅲ　給水装置工事申込受付に係る留意事項

## ２　必要書類別

### (1) 申込書

・申込者の「氏名」、「住所」は自署してあるか。ふりがな記入漏れ、押印漏れはないか。

・「寄附採納願」は適正か(連合給水管から分岐する場合はチェック必要)。

・「道路占用手続委任願」は適正か。(私道を掘削する場合はチェック必要)

・申込者が市外の場合に、「代理人選定届」欄に市内居住者からの記名・押印があるか。

・「土地所有者」欄への署名・捺印はあるか。
※申請建物の敷地以外の土地(申請者が所有している場合を除く)に埋設する場合は、別途「土地使用承諾書」に土地所有者から署名・捺印をもらうこと。(埋設する地番については、公図等で配管経路を確認し、正確に把握すること。)

# Ⅲ　給水装置工事申込受付に係る留意事項

## ２　必要書類別

### (1) 申込書

・「土地所有者」と「家屋所有者」が違う場合に、「家屋所有者」欄への署名・捺印があるか。

・他人の給水管から分岐する場合に、「給水管分岐承諾」欄への署名・捺印があるか。

・「装置場所」の地番は確定しているか。（申請時点で確定していなければ、複数地番や「～の一部」と表記しても構わないが、確定した時点で水道部に知らせること。）

・「工事の種類」は「新設」「改造」「撤去」のいずれかとし、右上にそれぞれ緑、青、黒で着色されているか。

・改造申込の場合、記事欄に改造内容の記載があるか。
＜記載例＞改築に伴い既設給水装置を改造します。等

・給水装置設置場所にメータ権利が複数ある場合、記事欄にその取り扱いについて記載があるか。

# Ⅲ　給水装置工事申込受付に係る留意事項

## ２　必要書類別

### ⑵ 給水装置工事検査申請書

・「検査項目」に丸印の漏れはないか。

・「指定店」にチェック漏れはないか。

・指定業者及び主任技術者の押印漏れはないか。

# Ⅲ　給水装置工事申込受付に係る留意事項

## 2　必要書類別

### (3) 平面図

・北を上にして書かれているか。

・改造申込の場合、配水管から止水栓までの延長、経路、管種、および防護管の有無など正確に書かれているか。（既設給水台帳を確認し正確に記載すること。）

・止水栓は分岐位置近くに付いているか。（分岐個所から給水予定地が離れており、道路内に止水栓を設置した場合は、宅内への第二止水栓設置は不要とする。）

＜例＞

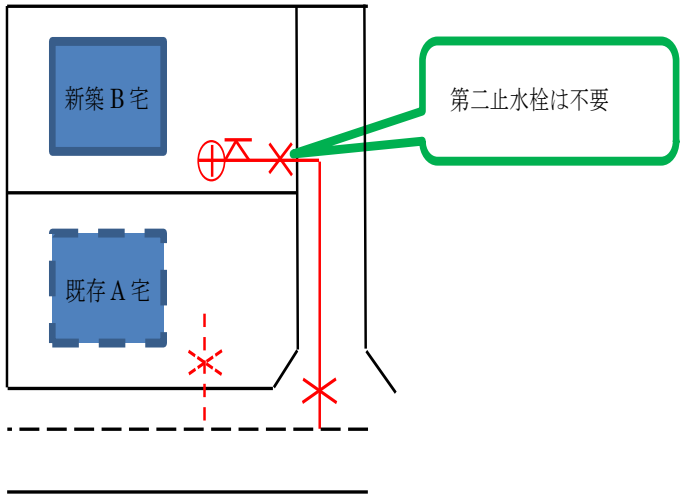

# Ⅲ　給水装置工事申込受付に係る留意事項

## 2　必要書類別

### (3) 平面図

・メーターは止水栓付近に設置されているか。
※駐車場や車の乗入れ口等で、止むを得ず止水栓付近に設置できない場合で以下のようなときは、止水栓からメーターまでをポリエチレン管にて配管する。
＜例＞
　止水栓からメーターまで直線で4m以上離れる場合
　継手を多く使用する場合
　擁壁の下を配管したり高低差があるなど、漏水時に再掘削するのが困難な場合

・市道番号が記入されているか。

・隣接土地との境界線が記入されているか。

・配管経路は、できるだけ真っ直ぐに、極力継手を使わない経路で設計されているか。

・配管する上で障害となる物（公共汚水桝、庭石、構造物など）は記載されているか。

・位置図は分かりやすいものか。公共施設や目印となる施設、国道、県道などの主要道路が入っているか。

# Ⅲ　給水装置工事申込受付に係る留意事項

## 2　必要書類別

## (4) 水理計算書

・水理計算が正しく計算されているか。ヘッダー以降の給水栓は同時使用として扱わない。

・一番最末端の給水栓で0.03mpa/ ㎠(0.3kg/㎠)確保されているか。

・分岐点水圧が変わっていないか。(周辺住宅の水圧も参考にする。水圧が不明な場合や低水圧の場合は、上下水道部に確認すること。)

・水理計算書を省略する場合の条件は満たしているか。

# Ⅲ　給水装置工事申込受付に係る留意事項

## 2　必要書類別

### (5) 工事費明細書

・消費税率は間違っていないか

・使用する材料が正しく計上されているか。

・「寄附採納願」に該当する場合、本管から止水栓までの工事費が「公私道内接工事費」に計上されているか。

＜間違いやすい例＞

（市道等に長く配管する場合）道路配管部分を全て計上してしまう

道路部分のみ（占用の数値と一緒）で計上してしまう

平面上の数量で計上してしまう（立ち上がり分の計上漏れ）

# Ⅲ　給水装置工事申込受付に係る留意事項

## ２　必要書類別

### (6) その他の添付書類

#### ア　給水装置使用者等変更届

・各項目に記入漏れはないか。（特に変更年月日は空欄であることが多いので注意）

・押印漏れはないか。※自署の場合不要

・売買契約書、登記簿等の権利移動が分かる書類が添付してあるか。

・使用者と所有者が異なる場合の理由が記載されているか。

# Ⅲ　給水装置工事申込受付に係る留意事項

## 2　必要書類別

## (6) その他の添付書類

### イ　連合装置権利変更書類

・給水申込の水栓数が、連合給水管の1装置当たりの水栓の上限を超えていないか。

・連合権利の増設や移設、改造工事等で変更がある場合、連合給水装置関係書類（台帳・経過書・区域図）が訂正されているか。

### ウ　メーター口径計算書

・使用水量の算定結果と、選定したメーター口径が合っているか。

# Ⅲ　給水装置工事申込受付に係る留意事項

## 2　必要書類別

## (6) その他の添付書類

### エ　受水槽関連書類

・5㎥以上の場合は、準簡易専用水道・簡易専用水道の手続きがされているか。

・受水槽廻りの平面図、断面図、構造図が添付されているか。特に構造図については、FMバルブや警報装置の電極棒、波立防止装置の有無、吐水口空間の寸法が記載されているか。

# Ⅲ　給水装置工事申込受付に係る留意事項

## 2　必要書類別

### (6) その他の添付書類

#### オ　地上3階建築物の直圧給水に関する協議書

・水圧が高い場所でも、計画水圧を2.5kg/ ㎠、取出し口径をφ25として計算し、末端水圧が0.5kg/ ㎠以上確保されているか。

・最上部には空気弁が設置されているか。（最上部がボールタップ（トイレ）の場合は無くても良い）

#### カ　印鑑変更届

・前回提出した書類の月日、受付番号などが書かれているか。

# Ⅲ　給水装置工事申込受付に係る留意事項

## 2　必要書類別

## (6) その他の添付書類

### キ　各種確約書

○井戸水を併用・・・井戸水確約書

○既設井戸管及び既設給水管（水圧検査未実施分）を使用・・・既設管使用に関する確約書

○店舗、事務所への給水・・・断水確約書

○末端水栓で必要水圧（0.3kg）未満・・・水圧不足に関する確約書

○既設管（水圧検査未実施分）を使用し、完成後も水圧試験を受けない場合・・・未検査配管に関する確約書

○特殊器具を使用・・・特殊器具設置に関する確約書